



# 電子ジャーナルの使い方FAQ

## <質問>

電子ジャーナルの論文を多量にダウンロードすることはまずいとのことですが、ダウンロード量の制限があるというのは本当でしょうか。制限があるときいて使う際に気兼ねをしてしまい、結果として使いづらくなっています。

また、電子ジャーナル化されたものは、紙よりPDFで持っていた方がはるかに利用価値が高く便利ですが、問題はありますか？

## <回答>

電子ジャーナルの契約は、販売元の代理店等と交わす購入契約以外に、出版社と使用に関する「Agreement」を交わしています。この条項の中に禁止事項として「相当量または組織的な複製」(Elsevier社の記述例)があります。これは、電子ジャーナルがデジタル情報であり、加工や複製が容易であることから、著作権保護のためこのような条件が付加されています。

また、大量のダウンロード(以下、DL)は、出版社のサーバに負荷がかかり、他の利用者へのサービスが低下するといった事態をさけるためにも禁止されていると考えられます。

「相当量または組織的な複製」に該当する事項としては、「ソフトウェアを使った自動DL」や「ある雑誌を全ページにわたってDLする」、「DLしたファイルを複数の相手先にメールで配布する」などの行為が該当すると思われます。現在、道路交通法で「何分以上が駐車違反」という定義がないのと同様に、どの出版社も「相当量・・・」について厳密な定義はしておらず、出版社(サーバ管理者)側の判断に委ねられています。

必要な論文を必要なだけ(複数論文)DLするなど、一般的な使い方をしていない限りは大丈夫ですので、特に気にせずお使いください。

しかし、この規定に違反したと判断された場合は、大学全体として当該出版社のサービスを受けられなくなる可能性があります。本学でも以前、「ある雑誌の全文を連続して複数年分DLした」事例が発生し、「研究のため必要とする論文の入手」の範囲を逸脱しているとして厳重な警告を受けたことがあります。再びこのような事態が発生した場合には、例え数千万円支払っていても利用できない事態となってしまう可能性があります。

また、「PDFで持っていた方が利用価値が高い」とありますが、電子的ファイルの形態も著作権により保護されており、著作権法の範囲内でご利用いただくこととなりますのでご注意ください。

## 開館 カレンダー

9:00 - 21:00

9:00 - 17:00

10:00 - 16:00

休館

1月12・13・17・30日は、1時間延長開館となります。

### 2004年12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

### 2005年1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

信州大学附属図書館中央館 発行

担当 学術情報課情報サービス係

2496 e-mail: library@shinshu-u.ac.jp